

平成 30 年

第 12 回 那須塩原市教育委員会

定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

○期日：平成 30 年 9 月 27 日（木）

○会場：西那須野庁舎 3F 304 会議室

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成30年9月27日（木）
 - ・開会：午後 3時30分
 - ・閉会：午後 5時10分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 白井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・大澤 真弓 委員
- ・神島 仁誓 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課学校整備推進室主査（係長級） 中山 和成

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 報告第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算（教育費関連）の概要について
(教育部)
- 報告第2号 区域外就学及び指定校変更について
(学校教育課)
- 報告第3号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について
(学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後3時30分、大宮司教育長が平成30年第12回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。
- それでは、平成30年第12回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
- 次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

9月は定例議会の月でもありましたので、慌ただしい中で1ヶ月が過ぎようとしております。

一部の学校につきましては、運動会、あるいは体育祭を実施しました。また、9月は前期の学期末でもありますので、各学校とも前期の締めくくりをしっかりととしていただいていると感じております。

本日は、次第書のとおり案件は報告事項のみでございます。効率よく会議を進めてまいりたいと考えております。御協力よろしくお願ひいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく大澤委員及び神島委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となります。なお、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

＜報告第1号について＞

○大宮司教育長

それでは、5の「付議事件」に入ります。今回は、議案はございません。案件は報告事項のみとなります。

はじめに報告第1号「平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算（教育費関連）の概要について」、事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【報告理由】

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算が議会の認定に付されるので、教育費関連につきまして、教育委員会に報告する。

—資料に基づき議案の内容を説明—

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

最近、建物関係で長寿命化計画という言葉を耳にします。今回、教育委員会で策定する長寿命化計画において、教育施設で言えば、具体的にはどのような内容を検討するのでしょうか。

○教育総務課長

大本に市の計画があり、教育部における個別計画として検討するものです。特に、老朽化が激しい建築年次が古い建物がありますので、それらをどのような形で修繕計画を立てていくのか、あるいは、統廃合できないのか、といった観点で検討します。

また、市の財政負担の問題もありますので、改修する場合にあっては、一定期間に集中して実施するのではなく、全体的に実施時期を平準化するための検討も行います。

昨年度の業務委託では、学校施設とスポーツ施設の現況調査を行いました。なお、残りの社会教育施設等については、今年度実施しております。

○神島委員

耐震化についても、この計画の検討事項に含まれるのでしょうか。

○教育総務課長

本市の学校施設に関しては、すべて耐震化が終わっております。したがって、学校以外の耐震化が完了していない教育施設に関しては、この計画の中で、今後耐震の問題も含めて、どうするのか検討してまいります。

○大宮司教育長

他に御意見、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

市政報告書・教育費抜粋版の38ページに、「中学校遠距離通学支援費」の補助金がありますが、これはどのような生徒に対して支給されているのでしょうか。

○学校教育課長

この事業は小学校でも実施しております。小学校の場合で片道4km以上、中学校の場合で片道6km以上の自宅から通学している児童生徒に対して支給しております。ただし、遠距離であってもスクールバスを利用している児童生徒の場合は、自宅からバス停までの距離で判断します。

○大澤委員

小規模特認校制度で通学しているお子さんの場合は、この補助金の対象外になるのでしょうか。

○学校教育課長

はい。

○大宮司教育長

他に御意見、御質問等ございましたら、お願ひいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

博物館における附属機関の将来的な在り方に関する話が以前の教育委員会であったかと思います。そこで、実際の附属機関の管理に要した費用を見ますと、かなりかかっているのが分かりますので、この額に見合う活用が求められる一方で、存続 자체を見直す方向性は仕方がない面があるのかなという感想を持ちました。

また、博物館や公民館、図書館等では、講師を呼んで講座を開催していますが、その中でも博物館の講座は、市の中でもグレードが高い内容かと思います。そのような現状がある中で、博物館の講座において、東京から有名な先生をお呼びした場合でも、実際は交通費を差し引いたら、手元にはあまり残らないような謝礼金で対応しているような話を聞いたことがあります。他市町村にあっては、市内から呼ぶ場合、市外から呼ぶ場合、県外から呼ぶ場合といった具合に、謝礼金に差を付けている自治体もありますので、より良い先生を呼んで講座を開催するためには、その点を考慮しても良いのかなと思われます。

○教育部長

現在でも、公民館等の講座では、やはり市内在住者、市外在住者、あるいは県内在住者、県外在住者という観点から、報償費に対して一定の基準を設けています。

そこで、市が講演会等を開催するに当たって、講演料が決まっている先生は別にして、特に決めがない先生の場合は、その基準で対応しておりますので、確かに、中には足が出てしまうような先生もいるのかなと思われますが、予算の範囲で御協力をいただいているのが現状です。

○大宮司教育長

他に御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

市政報告書・教育費抜粋版の37ページに、「中学校学習活動支援費」の決算の記載がありますが、これはマイチャレンジの事業費だと思います。そこで、平成29年度と平成28年度の決算額を比較すると、随分、事業費が減っております。なぜ、ここまで事業費が減ったのでしょうか。

○教育部長

「中学校学習活動支援費」として、確かに、数字上は、対前年度比で約2,800万円の減額となっております。その主な理由としては、平成28年度まで、この「中学校学習活動支援費」の中にスポーツ等振興事業費と総合的な学習の推進事業費の予算が含まれておりましたが、平成29年度からは別の予算科目に移ったことがあります。

○田村委員

決して、マイチャレンジ事業が縮小になった訳ではないということでおろしいでしょうか。単に、関係事業の予算を計上する項目が変わったということでしょうか。

○教育部長

そのとおりです。

○田村委員

参加する生徒がかなり減ったことに伴って、事業費も減ったのかなと思いました。

○教育部長

そのようなことではございません。見た目上の決算では、かなり減っておりますが、関係事業の予算が別な科目に変わったことによります。

○大宮司教育長

他に御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

＜報告第2号及び報告第3号について＞

○大宮司教育長

次に、報告第2号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第3号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第2号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第3号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。